

## 指名願の変更届について

福岡県土地改良事業団体連合会総務部総務課

指名競争入札参加資格審査申請の内容について、商号、住所、代表者、許可等に変更があった場合は、変更届及び必要な添付資料等を添えて届出をしてください。

変更事項	添付書類
本店及び委任先住所	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (写しでも可)
商号又は名称	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (写しでも可)
本店及び委任先電話番号及びFAX番号	変更届のみ
本店及び委任先代表者の氏名及び役職	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (写しでも可)
登録の状況(希望の追加・削除を含む。ただし、許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要)	登録等の証明書 (写しでも可)
営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】
	営業所の名称、住所等を確認できるもの (登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登録等の変更届等、法人設立(異動)届等の申請書等) (写しでも可)など、いずれかひとつ)
営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの
	(登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登録等の変更届等、法人設立(異動)届等の申請書等) (写しでも可)など、いずれかひとつ)
営業所の閉鎖	変更届のみ

- ※ 上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。  
また、その他の変更事項(例:市町村合併に伴う住所の変更等)については、変更届を提出する必要はありません。
- ※ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- ※ 測量・建設コンサルタント等業務において、一度申請された希望業務の内容は、新規に法律上の資格を取得したことによる場合、建設コンサルタント登録規程等の登録規程に基づいて追加の登録を行った場合に限り、変更が認められております。